掛川市森の都ならここの里条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年10月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市森の都ならここの里条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市森の都ならここの里条例施行規則(平成17年掛川市規則第93号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

(繁忙期)

- 第3条の2 条例別表の規則で定める繁忙期は、次に掲げる期間とする。
 - (1) 4月下旬から5月上旬までの市長が別に定める期間
 - (2) 8月中旬の市長が別に定める期間
 - (3) 12月下旬から1月上旬までの市長が別に定める期間
 - (4) 3連休以上の期間のうち土曜、日曜及び祝日が連続して3日間以上続く期間 (施設)
- 第3条の3 条例別表の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校をいう。)
 - (2) 保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。)
 - (3) 認定こども園(就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第2条第6項に規定する認定こども園をいう。)
 - (4) 小規模保育事業所(児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設のうち、掛川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年掛川市条例第7号)第3条又はこれに類する他市町の条例に規定する基準に該当するものをいう。)
 - (5) 認可外保育施設(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設をいう。)

別表中

工作室 午前9時から午後4時まで

を削る。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。